

## 行政文書の管理に関するガイドライン改正案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案					現 行					
別表第1 行政文書の保存期間基準					別表第1 行政文書の保存期間基準					
事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	
(略)					(略)					
その他の事項					その他の事項					
(略)					(略)					
17	独立行政法人等に関する事項	(1) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）その他の法律の規定による中期目標（ <u>独立行政法人通則法第2条第3項に規定する国立研究開発法人に</u>	①立案の検討に関する調査研究文書（二十四の項イ）  <u>（削る）</u>	10年  <u>（削る）</u>	・外国・自治体・民間企業の状況調査  ・関係団体・関係者のヒアリング	17	独立行政法人等に関する事項	(1) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）その他の法律の規定による中期目標（ <u>新設</u> ）の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯	10年	・外国・自治体・民間企業の状況調査  ・関係団体・関係者のヒアリング  ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・意見
							② <u>評価委員会に検討のための資料として提出された文書、評価委員会における議事が記録された文書及び評価委員会の決定又は了解に至る過程が記録された文書（二十四の項ロ）</u>			

	<p>あつては 中長期目 標、同条 第4項に 規定する 行政執行 法人にあ つては年 度目標。 以下この 項におい て同 じ。)の 制定又は 変更に関 する立案 の検討そ 他の重 要な経緯</p>	<p>②制定又は変更のた めの決裁文書（二 十四の項ロ）</p> <p>③中期計画（独立行 政法人通則法第2 条第3項に規定す る国立研究開発法 人にあつては中長 期計画、同条第4 項に規定する行政 執行法人にあつて は事業計画）、事 業報告書その他の 中期目標の達成に 関し法律の規定に 基づき独立行政法 人等により提出さ れ、又は公表され た文書（二十四の 項ハ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中期目標案</li> <li>・ 中期計画</li> <li>・ 年度計画</li> <li>・ 事業報告書</li> </ul>			<p>③制定又は変更のた めの決裁文書（二 十四の項ハ）</p> <p>④中期計画（新 設）、事業報告書 その他の中期目標 の達成に関し法律 の規定に基づき独 立行政法人等によ り提出され、又は 公表された文書 （二十四の項ニ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中期目標案</li> <li>・ 中期計画</li> <li>・ 年度計画</li> <li>・ 事業報告書</li> </ul>
--	--	--	--	--	--	--	--

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

2 具体的な移管・廃棄の判断指針

1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(5)に沿って行う。

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

2 具体的な移管・廃棄の判断指針

1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(5)に沿って行う。

(1) 別表第1に掲げられた業務に係る行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置については、次の表（用語の意義は、別表第1の用語の意義による。）の右欄のとおりとする。

事項	業務の区分	保存期間満了時の措置
(略)		
その他の事項		
(略)		
17	独立行政法人等に関する事項	(1)独立行政法人通則法その他の法律の規定による中期目標（ <u>独立行政法人通則法第2条第3項に規定する国立研究開発法人にあっては中長期目標、同条第4項に規定する行政執行法人にあっては年度目標</u> ）の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯
		(2)独立行政法人通則法その他の法律の規定による報告及び検査その他の指導監督に関する重要な経緯
移管		

(1) 別表第1に掲げられた業務に係る行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置については、次の表（用語の意義は、別表第1の用語の意義による。）の右欄のとおりとする。

事項	業務の区分	保存期間満了時の措置
(略)		
その他の事項		
(略)		
17	独立行政法人等に関する事項	(1)独立行政法人通則法その他の法律の規定による中期目標（ <u>新設</u> ）の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯
		(2)独立行政法人通則法その他の法律の規定による報告及び検査その他の指導監督に関する重要な経緯
移管		